

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年10月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第72号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第 1 条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第41条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 (略)	(虐待等の禁止) 第41条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、 <u>法第33条の10第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一時保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（令和 7 年静岡県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第10条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第10条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。